

住民監査請求について（概要）

地方自治法第242条の規定によって、平塚市民が監査を請求できる制度です。

1 請求する目的

違法、不正な行為を防止・是正・改善し、平塚市が被った損害を補填させるための措置を要求すること

2 請求者

平塚市民、平塚市内に事業所のある法人

3 請求の対象となるもの

平塚市長、平塚市職員、平塚市の執行機関としての委員会・委員

4 請求の対象となる行為

違法・不当な財務会計上の行為

- (1) 公金の支出、財産の取得・処分、契約の締結・履行、債務等の負担
- (2) 公金の賦課徴収、財産の管理を怠る事実

5 請求できる期間

請求の対象となる行為のあった日または終了した日から1年以内

※ただし、正当な理由がある場合や怠る事実（上記4（2）に該当するもの）は1年を経過していても対象となることがあります。

6 請求の方法

- (1) 住民監査請求書（以下「請求書」という。）の作成

請求は文書で行います。請求書の記入事項等は、「**9 請求書の様式及び記入事項**」を参考にしてください。

作成した請求書に次の書類を添付してください。

- ア 事実を証明する書類（公文書公開制度を利用して得た文書や新聞記事など）
- イ 代理請求の場合は請求者の委任状

- (2) 請求書の提出

請求書と添付書類は監査委員事務局（市役所本館4階（窓口411））まで持参いただくか、郵送してください。電子メール等による請求はできません。

提出された請求書は、收受前に形式的要件の確認（監査委員事務局職員）を行いま

す。書類に不備等がある場合は修正【補正】をお願いすることがあります。

7 監査の手順

(1) 形式的要件の確認（監査委員事務局職員）

請求書の提出時、住民監査請求の形式的要件を満たしているかについて確認します。

- ア 請求者が平塚市民、平塚市内に事業所のある法人であること
- イ 請求の対象となるものが平塚市長や平塚市職員等、具体的に特定できること
- ウ 対象となる行為が財務会計上のものであること
- エ 対象となる行為が具体的に特定できること
- オ 対象となる行為が原則として終了後1年以内であること
- カ 平塚市に損害が発生している事実が認められること
- キ 上記の事実を証明する書類が添付されていること
- ク 過去に同一内容の請求がないこと

これらの形式的要件が満たされている場合は、請求書を収受します。収受後、請求の要旨が市長及び市議会に通知されます。

なお、形式的要件が満たされていない場合は、修正【補正】をお願いすることがあります。

(2) 要件審査（監査委員）

形式的要件を満たした請求書について、住民監査請求の要件を満たしているかを慎重に審査します。審査項目は上記（1）と同様です。

要件が満たされている場合は、請求を受理し、監査を開始する旨を請求者に通知します。

※ 要件が満たされていない場合や要件を満たすための修正【補正】が期日までにされない場合は、その旨を請求者に通知し、終了します。【却下】

(3) 監査の実施

請求を受理し、監査を実施する場合において、請求者及び請求の対象となるものは監査委員の前で請求事項について陳述を行うことができます。また、請求者及び請求の対象となるものは、監査委員が認めた場合に限り、それぞれの陳述に立ち会うことができます。

陳述の日程は、監査を実施することを決定した後に調整します。

(4) 監査の結果

監査の結果は、請求書の収受から60日以内に出されます。

当該結果は、請求者に文書で通知し、公表します。

- ア 請求に理由があると認められた場合
監査委員は、市長等に対し期間を決めて必要な措置を講ずるべき事を勧告し

ます。

勧告を受けた市長等は、勧告を受けた内容について必要な措置を講じ、その旨を監査委員に通知しなければなりません。

措置の通知があると、監査委員はその内容を点検し、請求者に通知します。

イ 請求に理由がないと認められた場合

監査委員は、請求者に理由を付してその旨を文書で通知し、公表します。

8 結果に不服があるとき

監査の結果若しくは勧告の内容又は勧告に対する措置に不服があるときは、結果等の通知があった日から30日以内に住民訴訟を起こすことができます。

9 請求書の様式及び記入事項

平塚市職員措置請求書	
1 請求の要旨	<p>次の内容を記載してください</p> <ul style="list-style-type: none">・だれが（市長、職員等を特定）・いつ、どのような財務会計上の行為を行った（行っている）か・その行為はどのような理由で違法・不当なのか・その結果、平塚市にどのような損害が生じているか・そのことに対してどのような措置を請求するのか
2 請求者	<ul style="list-style-type: none">・住所・氏名（必ず自署してください）
<p>地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 平塚市監査委員</p>	

※ 縦書きでもかまいません。

この例によって作成した請求書に請求内容の事実を証明する書類を添付して、平塚市監査委員事務局まで提出してください。